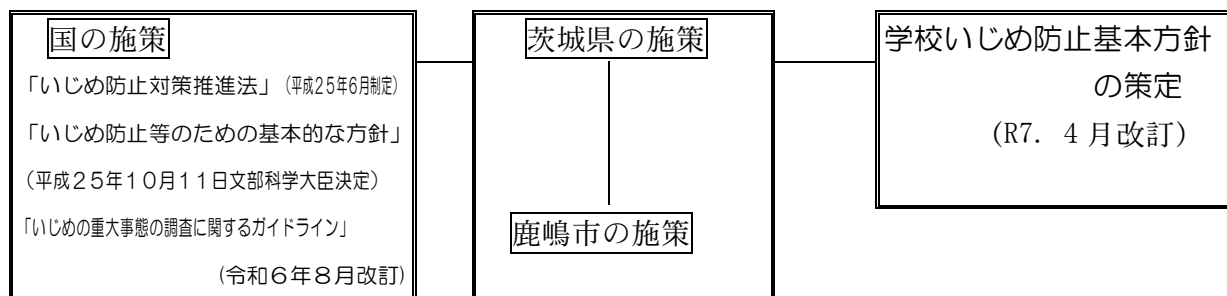


学校いじめ防止基本方針



《いじめ防止基本方針策定の目的》

学校が子ども達の健全育成を図り、いじめのない学校の実現を目指すために、基本方針を策定するとともに組織を設置して具体的な対応の推進を図る。

1. 波野小の「学校いじめ防止基本方針」

(1) 基本方針

本校で学ぶすべての児童が、楽しい学校生活がおくれるよう「いじめを絶対許さない学校づくり」をめざし全職員で推進する。もし、いじめられている児童を発見したら全力で支える。

(2) いじめの定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

＜具体的ないじめの様態＞

- ・ ひやかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) 「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日）の改定を受けて

① けんかに係る記述の改正（「けんか」をいじめの定義に追加）

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、

背景になる事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

② 特に配慮が必要な児童への対応

下記の児童を含め、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適正な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・帰国子女や外国人の児童や外国人の親を持つ児童
- ・性同一性障害や性的指向や性自認に係る児童
- ・東日本大震災や原子力発電所事故により避難している児童

(4) 基本姿勢

① いじめは、人間として絶対ゆるされない行為であり、あってはならない。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利やその他の活動を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を及ぼし、また生命や身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

② 「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という認識を常にもって指導にあたる。

③ 日頃より「いじめの未然防止、早期発見」に努め、いじめに関する情報を得たら早期に全職員で組織的に対応する。

◎ 児童の姿・・・

- いじめは絶対しない。
- いじめを見たらふざけたりはやし立てたりしない。
- いじめを見たら見て見ぬふりをしない。

◎ 職員の姿・・・

- いじめを許さない学校づくりに積極的にかかわる。(いじめ未然防止、早期発見、迅速な対応に努める。)
- いじめ防止対策推進法についての目的や理念等を理解する。
- いつも人権尊重の精神を意識した教育活動をする。
- 一人一人の自己有用感を高める学級づくりに努める。

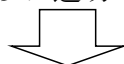
◎ 保護者の姿・・・

- 規範意識や家族間の思いやりの醸成に努める。
- いじめやいじめへの加担、いじめの黙認など絶対しないように家族で話し合う。
- 児童がいじめを受けた場合は、学校や関係機関にすぐに連絡・相談する。

2. いじめ未然防止につながる発達支持的生徒指導（対策1）

《人権尊重の精神を貫いた教育活動の展開》

- ・「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくり。
- ・児童間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ・「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
- ・「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す。



- ・教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気確保する。
- ・児童生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるように働きかける。
- ・学力以外にも様々な観点から、児童生徒が興味を抱くこと、好きになれること、夢中になれることを、学校生活において提供する。
- ・積極的に「異年齢交流」に取り組む。
- ・学級の係活動や児童会活動などにおいて何ができるのか、ということについて児童自身が考える機会を用意する。
- ・「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築く。

3. いじめ未然防止の取組（対策2）

《学級経営の充実》

- ・すべての児童が授業に参加できる「わかる授業」「楽しい授業」づくりに努める。
- ・個々の児童理解に努め、子どものよさが発揮できる集団づくりに努める。
- ・他者への尊重や感謝の気持ちを育て、互いに認めあえる人間関係づくりに努める。
- ・子どもの主体的な活動を推進し、規律ある集団づくりに努める。

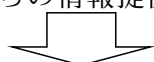


- ・互いの授業を参観するなどして、日々授業改善を図る。
- ・「学習規律（正しい姿勢・発達の仕方・聞き方等）」や「生活のきまり」を守ろうとする指導を継続する。
- ・学級内の役割（係活動、当番活動等）を明確にし、その取り組みを評価する。
- ・正しい言葉遣いに努め、不適切な言動をせず、公平な態度で接する。
- ・発達障害のある子への理解など児童理解やその認識を深める。
- ・生活体験や社会体験のねらいを明確にし、計画的に実施する。
- ・縦割り班等、異学年での交流活動での関係づくりを計画的に実施する。
- ・道徳の授業でいじめに関する内容を取り上げる。
- ・生活アンケート（児童・保護者）調査、教育相談週間（年3回）を計画的に実施する。
- ・インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処することができるよう、児童生徒及び保護者に対して、メディア教育指導員を活用した研修会を開催するなど、インターネットの利便性や危険性の理解に必要な啓発活動を実施する。

4. いじめ早期発見の取組（対策3）

《日常の児童観察や交流の充実》

- ・学校生活の全ての場の観察や交流を通して、児童の小さな変化に気づく。
- ・いじめを訴える方法を家庭や地域へ周知する。いじめの報告を受けたら速やかに対応する。
- ・いじめに関して保護者や地域からの情報提供を依頼する。



- ・毎朝の出席確認は、児童一人一人の顔を見て行う。（「心の健康観察」の活用）
- ・休み時間や給食時、清掃時など児童と直接向き合う時間を確保する。
- ・気づいた情報はメモ（5W1H）をとり、職員間で確実に共有化を図る。

- ・暴力的行為を見たら遊びやふざけと言ってもすぐ行為を止めさせ担当者に報告する。
- ・定期及び随時の「生徒指導連絡会」を開催し、児童の状況把握に努める。
- ・定期的に保健室の来室状況などを確認する。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」を開催し運営する。
- ・連絡帳やリーバーなどを活用し、保護者からの情報を得る。
- ・「生活アンケート」や教育相談週間（年間3回）の活用をする。

5. いじめ対処の取組(対策4)

《波野っ子いじめ防止対策会議と鹿嶋市いじめ問題等対策委員会との連携》

- ・事実関係を正確に把握する。（担任、生徒指導主事）
- ・「生徒指導連絡会」で「いじめ」とすべき事案か判断し、対応は最後まで「組織」が責任をもつ。
- ・形式的な謝罪で解消するのではなく、再発防止にむけた教育活動を行うことが本当の解消になるという考えをもち、しばらく経過を見守り続ける。
- ・いじめの対応策の効果が十分見られない時や犯罪行為と認められる時は、早急に設置者や警察署等の関係機関と相談し、適切な指示・援助を得る。



- ・発見や通報によっていじめと思われる言動をした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、加害生徒には毅然とした態度で指導する。
- ・全職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し対応する。
- ・生徒や保護者に「最後まで守り抜くこと」や「秘密を守ること」をはっきりと伝える。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報は、家庭訪問等で速やかに保護者に伝える（即日対応）。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得る。
- ・聴き取った内容を速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得る。
- ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・児童生徒等がいじめの問題について相談できる「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」等の相談窓口の周知に努め、いじめを受けている児童生徒やその保護者のみでなく、周りの友達や大人からも広く情報を収集し、いじめの早期発見・早期対応を図る。

※ いじめの解消とは

いじめが解消されている状態とは、少なくとも以下の2点の要件が満たされている必要がある。

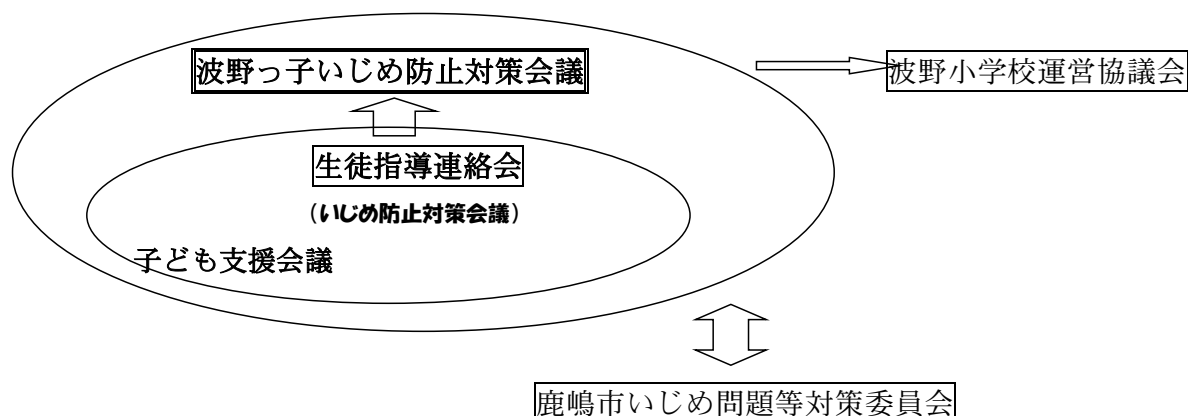
- ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月以上止んでいる状態）
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（児童・保護者に面談等で確認する）

6. いじめ防止等の対策のための組織

(1) 「生徒指導連絡会」

- ・構成員・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学級担任、学年主任
- ・いじめに関する懸念や児童の訴えなどの事案に組織的に対応するための中核となり、随時必要に応じて召集する。原則として年2回開催し、学校のいじめの実態やいじめ防止へ

の取り組み状況の報告及び懸案事項の協議をする。



(2) 「波野っ子いじめ防止対策会議」構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、ブロック代表、PTA役員（会長）、波野公民館長、区長（代表）

※事案に応じ 民生委員、青少年相談員、波野地区区長、子ども育成会長、児童委員、ゆうゆう広場相談員、専門職員（精神科医、カウンセラーなど） PTA役員（副会長）等の関係者を含む

(3) 主な内容

- 7月 ・学校運営方針の説明・・・「学校いじめ防止基本方針」等について
・「いじめ防止対策委員会」についての共通理解
- 2月 ・生活アンケート、学校評価等の結果に基づき、いじめの状況等についての児童及び学校の取り組みについての報告と共通理解
・地域での児童の生活状況等について情報交換

(4) 備 考

- ・本会議は「波野小学校運営協議会」の開催時に実施するものとする。
- ・本会議は校長が主催し、必要に応じて臨時に会議をもつことができる。
- ・臨時の会議は、いじめ問題において「重大な事態」が生じた時に開催する。臨時の会議の構成員については、事態に応じて召集する。
- ・校内の生徒指導連絡会が、「いじめ防止の体制づくり」の中心となり日常的に推進する。

7. 重大事案への対応

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあったとき

※ 生命、心身又は財産に重大な被害 いじめを受けた児童に着目して判断する。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

※ 相当の期間：年間30日を目安とする。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわ

らず、迅速に調査に着手する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態が発生した場合の対応

① 発生報告

いじめ問題対策委員会において、重大事態の状況を確認し、鹿嶋市教育委員会に報告する。

<報告内容>

- ・被害児童の氏名・学年・性別
- ・欠席期間・その他児童の状況
- ・児童又保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその訴えの内容

② 実態把握

鹿嶋市いじめ問題等対策委員会と連携して、市教育委員会の指導・助言を仰いで対応する。

- ・学校が主体となって行う調査
- ・鹿嶋市いじめ問題対策委員会が主体となって行う調査

③ 被害者保護

- ・いじめの被害を受けた児童の生命又は身体の安全を確保する。
- ・情報を提供した児童等を守るための措置を講ずる。

④ 加害者対応

- ・毅然とした対応でいじめをやめさせる。
- ・しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援する。

⑤ 調査結果報告

- ・鹿嶋市教育委員会の指示の下、いじめを受けた児童と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時・適切な方法で提供する。

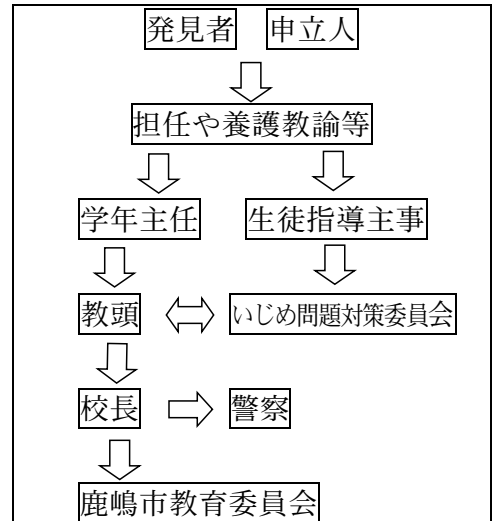
⑥ 解消と再発防止

- ・いじめの被害を受けた児童に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。
- ・加害児童に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

⑦ 同種事態の発生防止

- ・当該事態の事実我真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。

<重大事態発生時の連絡体制>



8. 感染症に関するいじめ対応

- ・感染症に関する偏見や差別につながる行為は断じて許されるものではない。差別や偏見、いじめ等が生じないように十分配慮して指導すること。

※ 学級担任や養護教諭等を中心として、児童の状況を的確に把握し、健康相談やS Cによる支援を行う等、心の健康問題に適切に取り組む。

※ 感染者とその家族、感染症対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。